

| | | |
|------------------------|---|-----------------------|
| 2 | 1 | 番図 号面 |
| 県 道 | 国 道 | 種道 路路 類の |
| 弘前 線 岳 鱒 ヶ | 一〇一 号 | 路線 名 |
| 弘前市大字土手町八九の一まで | 西津軽郡深浦町大字沢辺字吉花一四三の七から 西津軽郡深浦町大字沢辺字吉花六七の三まで | 変 更 の 区 間 |

| | | | | | |
|-------------------------------|-------------------------------|--------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 一四〇二〇〇〇〇 | 一〇二二〇〇〇〇 | 一六二二〇〇〇〇 | 一七二二〇〇〇〇 | 一六二二〇〇〇〇 | 一五二二〇〇〇〇 |
| " | " | " | " | " | " |
| な法人社会 人わ福 と社 | な法人社会 人わ福 と社 | リ法人社会 ン人福 グスブ 社 | リ法人社会 ン人福 グスブ 社 | 会法人社会 人沢福 朋社 | 会法人社会 人沢福 朋社 |
| 七浜字蓬東 田郷田津 三沢村軽 九字大郡 | 七浜字蓬東 田郷田津 三沢村軽 九字大郡 | 七平字八戸 六妙市の 二西大 | 七平字八戸 六妙市の 二西大 | 二稲字弘前 元大市の 三沢市の 字大 | 二稲字弘前 元大市の 三沢市の 字大 |
| アよもぎ センタ ケ | ム老特別 蓬生水養 園護 | ン福寿 グス草 ブ草 リイ | ン福寿 グス草 ブ草 リイ | 業活期白寿 所介入所園 護事生短 | ム老特別 白人水養 寿園護 |
| 七浜字蓬東 田郷田津 三沢村軽 九字大郡 | 七浜字蓬東 田郷田津 三沢村軽 九字大郡 | 七平字八戸 六妙市の 二西大 | 七平字八戸 六妙市の 二西大 | 二稲字弘前 元大市の 三沢市の 字大 | 二稲字弘前 元大市の 三沢市の 字大 |
| " | " | " | " | " | " |
| 介指所 入定生 護所短 生活期 | 施老指 設人定 社介 福護 社 | 介指所 入定生 護所短 生活期 | 施老指 設人定 社介 福護 社 | 介指所 入定生 護所短 生活期 | 施老指 設人定 社介 福護 社 |

| | | | | |
|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------|
| 後 | 前 | 後 | 前 | 変更 前後 別の |
| 二四・八〇 ・六〇メ ートル まで | 一四・八〇 ・八〇メ ートル まで | 一七・八〇 ・七〇メ ートル まで | 一五・八〇 ・四〇メ ートル まで | 敷地 の幅員 |
| 七〇・〇〇 メートル | 七〇・〇〇 メートル | 七一・九〇 メートル | 七一・九〇 メートル | 敷地 の延長 |
| | | | | 備考 |

青森県告示第七百三十六号
 道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり
 道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。
 なお、その関係図面は、告示の日から平成二十四年十一月十四日まで青森県県土整
 備部道路課において一般の縦覧に供する。
 平成二十四年十月十五日
 青森県知事 三 村 申 吾

| | | | |
|--------------------------|----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| 一四〇二〇〇〇〇 | 一四二二〇〇〇〇 | 一四二二〇〇〇〇 | 一四二二〇〇〇〇 |
| " | " | " | " |
| 会法人社会 人楽福 晴社 | 会法人社会 人楽福 晴社 | 会法人社会 人楽福 晴社 | 会法人社会 人楽福 晴社 |
| 六町三沢 の二市の 二丁目大 | 六町三沢 の二市の 二丁目大 | 六町三沢 の二市の 二丁目大 | 六町三沢 の二市の 二丁目大 |
| 家く岡三 もり沢 のぬ | 家く岡三 もり沢 のぬ | も松原 のぬ 家く | も松原 のぬ 家く |
| 七目三沢 の一市の 九丁目岡 | 七目三沢 の一市の 九丁目岡 | 三目原三 七三沢 〇一市の 四の丁松 | 三目原三 七三沢 〇一市の 四の丁松 |
| " | " | " | " |
| 介指所 入定生 護所短 生活期 | 社護密指 施老着定 設人型地 福域 | 介指所 入定生 護所短 生活期 | 社護密指 施老着定 設人型地 福域 |

青森県告示第七百三十七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成二十四年十一月十四日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成二十四年十月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

| | | |
|-----------|--------------------------------|------------|
| 路線名 | 供用開始の区間 | 供用開始の日 |
| 県道弘前岳繆ヶ沢線 | 弘前市大字土手町一〇八の一から弘前市大字土手町八九の一まで | 平成二四・一〇・一五 |
| 県道石川百田線 | 弘前市大字和徳町三三七の四から弘前市大字堅田一丁目二の一まで | " |
| 県道九艘泊脇野沢線 | むつ市脇野沢渡向一の一からむつ市脇野沢渡向一五六の八まで | " |

| | | | |
|------------------------------------|--------------------------------|--------------------------|----------------------|
| 4 | 3 | | |
| 県道 | 県道 | | |
| 久栗坂造道線 | 石川百田線 | | |
| 青森市大字久栗坂字山辺五の一から青森市大字久栗坂字浜田八五二の四まで | 弘前市大字和徳町三三七の四から弘前市大字堅田一丁目二の一まで | | |
| 後 | 前 | 後 | 前 |
| 二九・八・四〇メートルから二九・二・三メートルまで | 三九・八・四〇メートルから三九・四〇メートルまで | 一三・九・二〇メートルから一三・一〇メートルまで | 八・〇〇メートルから八・〇〇メートルまで |
| 一一七・五〇メートル | 一一七・五〇メートル | 三七・二〇メートル | 三七・二〇メートル |

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年十月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 申請のあつた年月日
平成二十四年九月二十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人こころむすび
- 三 代表者の氏名
類家 隆
- 四 主たる事務所の所在地
八戸市下長八丁目二〇の一七
- 五 定款に記載された目的

この法人は、あらゆる人生の苦しみ悩み悲しみ辛み又、死に向き合う方々死を見つめたる人に対して悩み苦しみの諸相の本質を理解していただくためのメンタルケア、その事に伴う具体的苦しみの解放のための実務的解決に関する事業を行い、自殺志願者を減らすことで地域社会へ寄与すること又、各地域各個人の生きるための活力を生み出すこと、そして社会への元気な再生更正自立自律を目指し自殺自死の無い社会への矯正に寄与する事を目的とする。

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成二十四年十月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあつた年月日

平成二十四年九月二十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人青森バイオマスエネルギー推進協議会

三 代表者の氏名

高橋 博志

四 主たる事務所の所在地

三沢市新町二丁目三一の二二七一

五 定款に記載された目的

この法人は、バイオマスを資源とするエネルギーの活用と推進に寄与し、持続可能な循環型社会の実現を目指すことを目的として事業を行う。

県営林（県行造林）の立木の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六の規定により公告する。

平成二十四年十月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる物件（立木）の売却

| 売払番号 | 所 在 地 | 樹種 | 林 齢 | 本数（本） | 材積（m ³ ） |
|------|-----------------------|----|------|-------|---------------------|
| 立第一号 | 下北郡東通村大字岩屋字 館野沢一の五 | スギ | 四九年生 | 七、四五四 | 三、六二八 |

二 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七條の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

三 売却する物件を示す場所

立第一号 下北郡東通村大字岩屋字館野沢一の五

四 売却する物件の位置図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目一の
青森県農林水産部林政課

五 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

むつ市中央一丁目一の八

むつ合同庁舎旧館二階中会議室

2 日時

平成二十四年十月二十六日（金）午後一時

六 入札書記載金額

入札書に記載された金額（消費税及び地方消費税込）をもって落札金額とするので、消費税相当分を含めた金額を入札金額とすること。

七 入札保証金及び契約保証金

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

契約締結の日から原則として十五日以内に全額納入とする。ただし、県と延納の特約を締結したときは六ヶ月以内において売買代金の延納を認める。

十 その他

- 1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- 2 立第一号の現場説明は平成二十四年十月二十二日午後一時までにむつ市中央一丁目一の八むつ合同庁舎旧館二階中会議室に集合し、下北郡東通村大字岩屋字館野沢一の五まで移動して行つ。

3 問合せ先

青森県農林水産部林政課森林整備グループ
電話 〇一七 七三四 九五二二

特定調達契約に係る契約の相手方の決定に関する公示

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第百七十二号）第四条に規定する特定調達契約につき契約の相手方を決定したので、同令第十一条の規定により次のとおり公示する。

平成二十四年十月十五日

青森県知事 三 村 申 吾

一 物品の名称及び数量

航空灯火用配光測定装置 一式

二 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

青森空港管理事務所

青森市大字大谷字小谷一の五

三 契約の方法

一般競争入札

四 契約の相手方を決定した日

平成二十四年九月二十五日

五 契約の相手方の名称及び住所

株式会社東酸

青森市原別五丁目一の五六

六 契約金額

二千六百四万円

七 契約の相手方を決定した手続

購入物品に要求する品質及び規格等が満たされると判断された品質規格仕様書を提出し、かつ、物品の購入に係る予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもつて有効な入札を行った者を契約の相手方としたものである。

八 入札の公告を行った日

平成二十四年八月十日

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第六十一号

平成八年十月四日青森県選挙管理委員会告示第五十八号（個人演説会等を開催することのできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成二十四年十月十五日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

表中

| | | |
|-----------------|-------------|-------------|
| 沢辺地区コミュニティセンター | 一〇の一 | 深浦町大字沢辺字吉花一 |
| 沢辺生活改善センター | 三三三 | 深浦町大字沢辺字吉花一 |
| 大間越生活改善センター | 〃 屋野七〇 | 深浦町大字大間越字上小 |
| 大間越地区コミュニティセンター | 〃 屋野七〇の一 | 深浦町大字大間越字上小 |
| 常盤村立村民体育館 | 〃 八の一 | 常盤村大字常盤字富田一 |
| 文化交流センター | 〃 七戸町字前田三三一 | |

を
に、
を
に改め、
を削り、

| | |
|-------|------------------------|
| 発行年月日 | 平成二十三年四月二十五日 号外第四八号 |
| 区 分 | 選挙管理委員会告示 |
| 番 号 | 第二〇号 |
| ペー ジ | 二 |
| 段 | 上 |
| 行 | 表中 |
| 誤 | 「一丁目一」 藤崎町大字西豊田 |
| | 「四」 七戸町字高屋敷三三 |
| 正 | 「一丁目一」 南津軽郡藤崎町大字西豊田 |
| | 「四」 上北郡七戸町字高屋敷三三 |

選挙管理委員会事務局

正

誤

| | |
|------------------|--------------|
| 七戸町文化交流センター | 上北郡七戸町字前田三二 |
| 七戸町立倉岡生活改善センター | 七戸町字倉岡五六の八 |
| 七戸町立作田川目生活改善センター | 七戸町字作田九四の二二 |
| 野々上福祉交流センター | 七戸町字中村五五の八八 |
| 倉岡生活改善センター | 七戸町字倉岡五六の八 |
| 作田川目生活改善センター | 七戸町字作田九四の二二 |
| 野々上生活改善センター | 七戸町字中村五五の二一七 |
| 農村環境改善センター柏葉館 | 七戸町字七戸二二の一 |
| 七戸体育館 | 七戸町字蛇坂五七の三六 |
| 天間林体育館 | 七戸町字森ノ上一六の四 |
| 屋内スポーツセンター | 七戸町字中野一六の一 |

に を

| | |
|--------------------|--------------|
| 七戸町立天間林体育館 | 七戸町字森ノ上一六の四 |
| 七戸町中央公園 屋内スポーツセンター | 七戸町字中野一六の一 |
| おいらせ町農村環境改善センター | おいらせ町向山二五八七 |
| おいらせ町農村環境改善センター | おいらせ町山崎二五八二の |
| 南部町立名川町民ホール「楽々ホール」 | 南部町大字下名久井字白山 |
| 南部町立町民ホール「楽々ホール」 | 南部町大字下名久井字白山 |
| 七戸農村環境改善センター柏葉館 | 七戸町字七戸二二の一 |
| 七戸町立七戸体育館 | 七戸町字蛇坂五七の三六 |

に を に を に 改める。

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町一丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭